

政治家からの寄附禁止 チェックリスト



チャリティバザー

選挙区内でチャリティバザーが行われ、売上の一部を福祉施設に寄附することとした場合、このバザーに政治家が物品を提供することはできるか。



- 売買ではなく、無償で物品を提供する場合は禁止される寄附にあたります。

政治資金パーティー

政治家の後援会が開催する政治資金パーティーに、選挙区内の有権者を無料で招待し、食事や飲み物を提供できるか。



- 無料招待した場合は、提供する飲食物が禁止される寄附にあたるのでできません。

出版記念パーティー

会費制の出版記念パーティーに、秘書が自ら会費を支払い代理出席することはできるか。



- 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

会費制の会合

政治家が、会費制の会合に無料招待されたが、それを辞退し、正規の会費を払って参加することはできるか。



- 正規の会費を払うのであれば禁止される寄附にはあたらないため、参加が可能です。

結婚式

選挙区内で行われる会費制の結婚披露宴に政治家の秘書が代理で出席して会費を払うことはできるか。



- 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

忘年会・新年会

政治家が、会費が決められていない町会の忘年会や新年会に出席する場合、会費相当額を「会費」として払うことができるか。



- 「会費相当額」は、実質的には「会費」ではないので、禁止される寄附にあたります。

会費が設定されていない会合に政治家が出席する場合、あらかじめ主催者側から実費額を請求してもらい、その金額を払うことはできるか。



- 請求された実費分を払う場合は寄附にはあたらないので払うことができます。

これらの具体的な場面の対応についての詳細な説明や、不明な点につきましては、お近くの区市町村選挙管理委員会または下記までお問合せください。

